

佐賀県公安委員会告示第 1 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 14 日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

1 合意した者

- (1) 昭和自動車株式会社
- (2) 佐賀県公安委員会
- (3) 玄海町長
- (4) 九州運輸局佐賀運輸支局長
- (5) 株式会社玄海タクシー

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所	所在地
有浦上（東向き、西向き）	玄海町大字有浦上3361番 4 地先
柚の木	玄海町大字有浦上2145番 1 地先
田淵医院	玄海町大字諸浦 6 番 1 地先
金の手	玄海町大字新田1738番 1 地先
牟形入口	玄海町大字牟形1825番 9 地先
牟形コミュニティセンター前（南向き）	玄海町大字牟形1024番 4 地先
今村	玄海町大字今村6568番 1 地先
九州電力今村寮（北向き、南向き）	玄海町大字今村4991番 1 地先
玄海エネルギーパーク	玄海町大字今村4476番地先

3 停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

2 に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲は、次の(1)に掲げる運行事業者が(2)に掲げる事業形態により行う(3)に掲げる事業の用

に供するものとする。

(1) 運行事業者

株式会社玄海タクシー

(2) 事業形態

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

(3) 事業

玄海町におけるA I 活用型オンデマンド交通事業（実証運行を含む。）

4 2における3の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

2における3の停車又は駐車は、3の運行時間内に限るものとする。